

第2回「新しい公共」推進会議 提出資料

坪郷 實

□ 座長案に対して

□ 座長案への意見

□ 税制について

- 税制については基本的に座長案に賛成する
- なお、追加事項として下記に提案する

・ 市民公益税制を広範に捉える

間接的な寄附行為なども「市民公益税制」として捉え、「新しい公共」を推進すべきであり、特に民と民との関係を重視する。

・ 迅速な実施

直ちに進められることは即実施し、準備が必要なものは工程表を作成、公開する。

□ 座長案への意見

□ 取組の深化に向けて

○ 予算に関する提案

・ 予算に関する指針等の作成

座長案にある“3つの原則に基づく予算のしくみ”を具体化するため、「**新しい公共**」に関わる**予算編成に関する指針**等について検討し、提案する。

□ 座長案への意見

□ 取組の深化に向けて

○ 市民セクター等と行政の関係のあり方

- ・ (座長案にある事項を現実化し)「新しい公共」を支え、進めるためには、既存の仕組みを見直すことが必要である。特に、**地域主権改革や行政刷新(改革)**などに関わる「新しい公共」の推進に係る事項について検討を進める。
-

□ 座長案への意見

□ 取組の深化に向けて

○ 市民セクター等と行政の関係のあり方

- 連携や人材交流により、互いの発想と文化を理解するとともに、その変化を促すものとなるような制度設計も含めて検討を進める。
 - 協定や公契約のあり方については、自治体などによる取組を参考にするとともに、多様な契約の仕組みや入札制度等も十分留意し検討を進める。
 - 「新しい公共」の担い手を、現況では全国的にも、地域ごとにも一律に考えることは困難であることに留意する。
-

□ 具体的事項

1. 「市民公益税制」について

- 税額控除(所得控除)については年末調整での適用を
 - 仮認定制度の大胆な導入を
 - 認定NPOに関する事務を自治体に
- ⇒ 直ちに進められることを即実施し、準備が必要なものは工程表の作成、公開を
-

○ 間接的な寄附

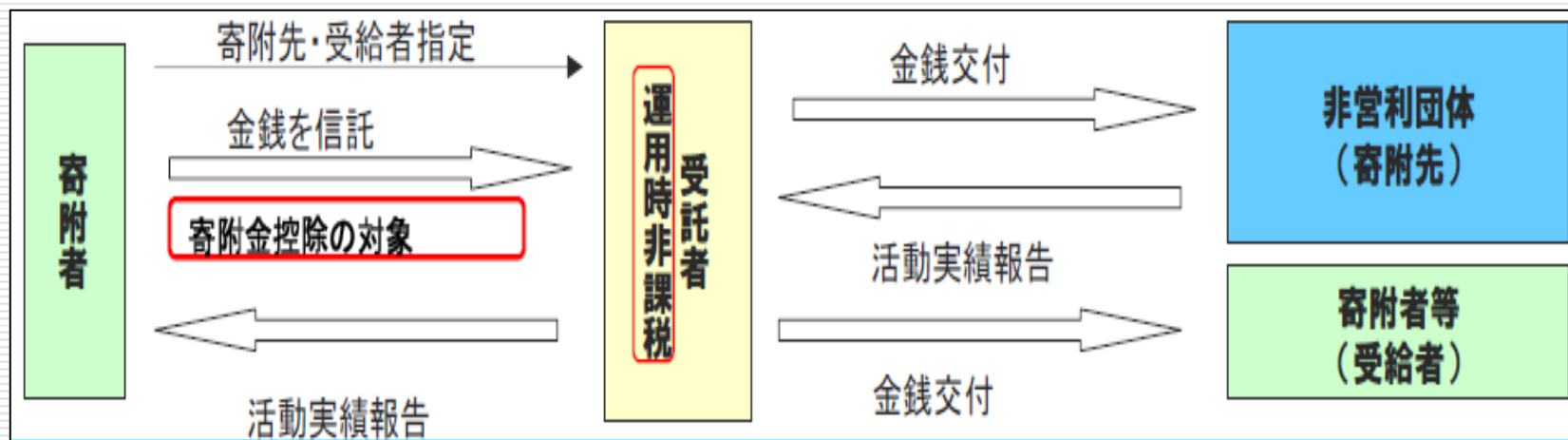
- 「市民公益税制PT・中間報告」
NPO法人への直接的な寄附への税制控除
 - 広範に捉える
「新しい公共」の推進のためには間接的なものも含めて「市民公益税制」として捉えることが必要
-

○ 事例

□ 日本版「ブランド・ギビング」信託

個人寄附者と非営利団体との間をつなぐ寄附仲介機能を強化する観点から、非営利団体に対する寄附を目的とする信託について、寄附金控除の適用等の所要の税制措置を講じる。

* 文部科学省資料より



○ 税金の使い道を市民が選択

そもそも、非営利活動への寄附税制の控除の意図は、

- 非営利活動の促進
- 税金の使い道を市民が選択

することであり、直接、間接問わずその道を開くことが「新しい公共」を推進し、地域社会を活性化させる有効なひとつの手段である。

2. 予算要望について

□ 「新しい公共」の推進に係る各府省からの施策の聴取(9/8)における「大島内閣府副大臣」の発言から

今回、円卓メンバーの意見を踏まえると、以下のような論点があるかなと考えております。
全部で5点ありまして、

- 1 点は「新しい公共」を真に支える予算とする。多様な担い手が支える仕組みとし、また、官が独占した領域を開くということ。
 - 2 番目として、幅広い主体が参加するよう、必要な場合は関連する制度改正等を行い、事業と一体的に取り組む。また、事実上の参入規制等を取り除く。
 - 3 番目として、各省庁が縦割りの政策的に類似の政策を乱立させることがないよう、省庁間の調整を十分行う。
 - 4 番目として、官主導となってはならない。担い手からの提案、要望を受けとめる仕組み、担い手の自立のための展望が不可欠であるということ。
 - 予算編成、予算執行等のプロセスを公開し、透明性の高いものにしていきたいと考えておりまして、「新しい公共」の予算について議論を今の論点に沿って行いまして、各省においてはこの方向で予算をつくり上げていただきたいと考えております。
-

○ ポイント

- 「市民・当事者・NPOによる政策・事業提案」を行う仕組みになっているか
 - 府省庁間の調整が行われ、「府省縦割り」でない仕組みになっているか
 - * 例えば、内閣府要望の「つなぎ融資」や「債務保証」なども金融庁などとの連携も必要であろうし、NPOバンクなどとも相談のうえ進めることが必要ではないか
-

○ ポイント

- 市民社会部門の強化のために、政策重点として、「社会的排除に対処する社会的包摂」のための事業、「非営利、協同性、参加型組織」の事業を重視する
 - そもそも、(23年度予算への反映は困難であろうが)「新しい公共」に関わる予算編成に関する指針等が必要で、その議論を推進会議において行うことを提案する(専門調査会の事案を追加)
 - 府省縦割りの予算でなく、自治体への一括交付金化、自主財源化を進める。自治体やNPOなどとの手続等の簡素化を行うなど。
-